# 受験経験者も勝負は基礎で決まる!

# なぜリアリ基礎講座なら

# 諦めずに合格を目指せるのか

# 講師レジュメ

# 辰已法律研究所

松本 雅典 専任講師

# 辰已法律研究所

# 目 次

1 合格に必要なモノとは?	2
1. 「基本知識」とは?	2
2. 「基礎を身につけている」とは?	2
午前択一	5
午後択一	17
2 2年目以降の選択肢	29
3 教材(テキスト)の重要性	34
1. 使用テキスト	34
2. 講義中に書き込みをして最高のテキストを作り上げていく	35
4 合格点を取るには?	35
 1.上記1.の対策	35
2. 上記 2.の対策	35
<b>5</b> 今から受講し始めた場合のスケジュール	
6 フォロー制度	39
	39
2. 過去問演習、質問・相談制度	
(1)指定過去問情報	39
(2)受講生限定メール質問・相談システム	39
3. 推測採点基準(松本作成)の提供(2025 年度本試験の直前期)	40
7 必ず実際の講義を観てから決める	40
 指定過去問情報・見本 指定過去問情報・見本	41
松本雅典(本講座担当講師)	44

### 1 合格に必要なモノとは?

# 正確に基本知識を思い出す力(≒基礎)

単に 勉強不足

#### 1. 「基本知識」とは?

基本知識:どの<u>テキスト</u>にも載っている基本知識 『リアリスティックテキスト』など

#### 2. 「基礎を身につけている」とは?

基礎を身につけている:正確に基本知識を思い出せるようになっている

#### 令和6年度(午前)

第1問 表現の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤って** いるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

オ 傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶する ためになされるものである限り、憲法第 21 条第 1 項の規定の精神に照らして尊 重されるべきであり、理由なく制限することはできない。



#### 『リアリスティック憲法』P95

#### 判例

#### 最大判平元.3.8【レペタ事件】 -

#### ■事案

アメリカ人弁護士X (レペタさん) は、研究の一環として傍聴した公判において、傍聴席でのメモ採取を希望し7回にわたり許可申請を行いましたが、いずれも認められませんでした。そこで、Xは、国家賠償請求訴訟を提起しました。

#### ■主な争点

- 1. 法廷で傍聴人がメモを取る自由は、憲法82条1項で保障されるか
- 2. 法廷での筆記行為の自由を制限する規制についての違憲審査基準

#### ■判旨

- 1. 憲法82条1項の規定は、「各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでないことはもとより、傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものでない」。
- 2.「筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重されるべきであ」り、「故なく妨げられてはならない」。もっとも、「筆記行為の自由……の制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合

に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない」。

「尊重される」とは、P91の取材の自由と同じく、憲法21条1項で保障されるわけではないということです。よって、その制限・禁止についても、厳格な基準は採用されません。

#### 令和6年度(午後)

- 第31 問 株式会社の資本金の額の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、 正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ウ 資本金の額の減少による変更の登記があった場合において、当該資本金の額の減少に係る株主総会の決議に無効の原因があるときは、 資本金の額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決書の謄本及び確定証明書を添付して、当該変更の登記の抹消を申請しなければならない。

(x)

#### 『【第3版】 リアリスティック会社法・商法・商業登記法 II』 P609

ex. 新株発行の無効の訴えにおいて原告勝訴の判決が確定すると、裁判所書記官がその登記を嘱託します (会社法 937 条1項1号ロ)。それを受けて登記官は、その新株の発行によりされた発行済株式の総数の変更の登記を抹消し、変更前の登記事項を回復します(商登規70条前段、66条1項)。しかし、新株の発行によりされた資本金の額の変更の登記については抹消されません(商登規70条後段)。資本金の額は、新株発行の無効の訴えの判決が確定しても、新株発行の前の状態に戻らないからです(会社計算規25条2項1号)。資本金の額を減少するには、会社法上は、P123~130の2.の方法しかないからです(P124の「資本金の額を減少する唯一の方法」)。

#### 『【第3版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』 P414



本編でみてきた訴えについて請求を認容する判決が確定すると、それに基づく登記は、基本的に<mark>裁判所書記官の嘱託</mark>によってされます。

…… (中略) ……

裁判所がらみの登記だからです(Iのテキスト第3編第3章第4節 $\boxed{1}$ 3. (2)(b)「裁判所がらみの登記の基本的な考え方」)。

正確に基本知識を思い出せるようになるには、

# ①理解し、②記憶をしているか



理由・趣旨の重要性

### 令和6年度司法書十試験/問題別・肢別分析表

#### 午前択一

※「T」はテキストまたは過去間にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキストのものです。

#### ■憲法

・『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』

#### 民法

・表の上段:『【第4版】司法書士試験 リアリスティック1 民法 I [総則]』

『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ「物権]』

『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』

『【第4版】リアリスティック不動産登記法 I』

『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅱ』

『【第2版】リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

・表の下段: 『【第4版】 司法書士試験 リアリスティック 1 民法 I [総則]』

『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ [物権]』

『【第5版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』

『【第5版】リアリスティック不動産登記法 I』

『【第5版】リアリスティック不動産登記法Ⅱ』

『【第2版】リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

#### ■刑法

・『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』

#### ■会社法(商法)

・表の上段:『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法 I 』 『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法 II 』

・表の下段:『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法 I』 『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法 II』

※「過X」のマークをつけている問題 :過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題 (2択や3択までいくものも含む)

※「テX過X」のマークをつけている問題:テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題(2択や3択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第1問	ア	66.8%	В	Т	P86	Н 15- 1 - 3
	1			Т	P83	H21-2-エ
	ウ			Т	P93	H28-1-イ
	I					
	オ			Т	P95	R 2-1-ウ
第2問	ア	93.0%	A	Т	P77	
過X	1			Т	P76	
	ウ			Т	P142	
	エ			Т	P87	
	オ			Т	P79	H27-1-オ
第3問	ア	83.1%	A	Т	P192	H15-3-1
	1			Т	P217	H23-3-オ、H16-1-5
	ゥ			Т	P201	
	エ			Т	P211	
	オ			Τ	P219	H28-3-オ
第4問	ア	93.1%	A	Т	I P66	R 1-4-7
	,			1	I P66	K 1-4-7
	1			Т	I P103	H24-4-イ
				1	I P103	1121-1-1
	ゥ			Т	I P65	
	_			1	I P65	
					<b>Ⅲ</b> P416	R 4-20-イ、R 1-4-エ、H25-21-
	ェ			Т	<b>Ⅲ</b> P414	イ、H22-20-エ、H16-24-ア、H
				-		12-20-イ、H11-18-イ、H 6 -22-ウ、
						H 2-18-1、H 1-19-イ
	オ			Т	Ⅲ P447	H29-20-ア、H23-20-エ、H11-20-
				*	<b>Ⅲ</b> P446	エ、H 8-18-イ

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第5問	ア	90.9%	A	T)	I P215	H 0 10 F
	<i>y</i>			Т	I P215	Н 2-16-5
				<b>T</b>	I P213	D 1 5 - H17 C +
	イ			Т	I P213	R 1-5-エ、H17-6-ウ
	ゥ			Т	I P218	H24-5-イ、H21-4-ウ
				1	I P218	п24-3-4, п21-4-9
	I			Т	I P210	R 2-6-ウ
	_			1	I P210	K 2-0-7
	オ			Т	I P211	H21-4-イ、H17-6-イ、H2-16-
	7)			1	I P211	4
第6問	ァ	84.0%	A	Т	I P249	H10-3-1、H8-4-イ
				1	I P249	1110-3-17 11 0-4-7
	1			Т	I P257	H 6-6-2、H 5-3-ウ
					I P257	110-0-27 110-0-7
	ゥ			Т	I P231	H20-7-ア
					I P231	1120 1 )
	I			Т	I P224	
				1	I P224	
	オ			Т	Ⅲ P90	H29-6-ウ、H19-19-オ、H5-3
				-	Ⅲ P90	- <b>7</b>
第7問	ア	84.0%	A	Т	I 249 ( II P82)	   H27-6-ウ
				-	I 249 ( II P82)	
	1			Т	II P103	
	•				II P103	
	ゥ			Т	II P104~105	R 2-8-オ
	_			т Т	II P104~105	
	I				II P103	H14-11-ア、S63-15-4
					II P103	
	オ			Т	I P251	H21-7-ア、H21-7-イ、H12-11-
					I P251	3 、 S 59-11- 4

		正答率	Rank		テキスト	過去問		
第8問 過X	ア	71.3%	A					
	1							
	ウ							
	I			Т	II P112			
	4			1	II P112			
	オ			Т	II P111	R 2-9-ウ		
	١,			1	II P111	K 2-3-7		
第9問		75.7%	A		II P142			
過X	ア			Т	(不 I P319)			
				1	II P142			
					(不 I P318)			
	1					Т	II P140	
					II P140			
	ゥ			Т	II P141	R 5-10-イ、H27-10-エ、H22-9		
	)			1	II P141	-I		
	ェ			Т	Ⅲ P508			
	1			1	Ⅲ P508			
	オ			Т	II P140	S 63-13- 4		
	ر			1	II P140	5 00-10- 1		
第10問	ア	89.6%	A	Т	II P167	H30-11-エ、H24-10-オ、H23-12-		
				1	II P167	オ、H21-11-オ、H11-10-2		
	1			Т	II P170	H28-7-ウ、H23-12-イ		
	_			1	II P170	1120-7-7 1120-12-1		
	ゥ			Т	II P168	H24-10-エ、H16-10-1、H4-12-		
				1	II P168	1		
	ェ				( II P168)			
	1				( II P168)			
	オ							

		正答率	Rank		テキスト	過去問	
第11問	1	88.7%	A		II P183	1110.11.1	
	ア			Т	II P183	H10-11-ウ	
	,			т.	Ⅱ P184~185	H23-11-4、H22-12-ア、H10-11-	
	1			Τ	Ⅱ P184~185	1	
	ウ						
	I			Т	II P344	R 4-15-エ、H26-15-オ、H22-12-	
	_			1	II P344	オ、H21-15-ア	
	オ			Т	II P188	H27-12-ア、H17-12-ア、H13-9	
	ري			1	II P188	-才	
第12問	ア	66.7%	В				
	1						
	•						
	ゥ			Т	II P201	H28-11-イ	
					II P201		
	I				Т	II P200	H 10-12-オ
					II P200		
	オ				T	II P202	R 2-11-ア、H26-11-エ、H24-11-
					II P202	イ、H10-12-イ	
第13問	ア	90.0%	A	Т	II P123	R 1 -14-ア、H15-10-ウ	
					II P123		
	1			Т	II P243	R 1-13-イ、H17-14-ア、H 5-12-	
					II P243	7	
	ウ			Т	II P259	H29-18-ウ、H28-12-オ、H24-13-	
					II P259	オ	
	I						
	オ			Т	II P289		
					II P289		

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第14問	ア	90.5%	A	T)	II P321	H24-13-イ、H22-11-イ、S62-11-
	<i>J</i> *			Т	II P321	4
				Т	II P324	D 1 14 % II 9 90 1
	1			1	II P324	R 1 -14-ウ、H 2 -20- 1
	ウ			Т	II P326	(H19-14-ウ)
				1	II P326	(П19-14-7)
	ェ			Т	執 P347・297	
	1			1	執 P347・297	
	オ			T	II P262	H25-13-オ
	7			1	II P262	1120-10-4
第15問	ア	74.0%	A	Т	不ⅡP125	H22-15-イ、H18-16-イ、午後H
				1	不ⅡP125	17-19-エ
	1			Т	不ⅡP11	
	7			1	不ⅡP11	
	ウ					
				Т	不 II P47·52	午後H24-20-イ、午後H20-21-オ、
	I				不ⅡP47·52	午後日 6-13-エ
					<b>不ⅡP39</b>	
	オ			T	不ⅡP39	
第16問		79.0%	A		( <b>Ⅲ</b> P52)	
過X	ア				( III P52)	
	,			m	ⅢP50	H1410 2 H 0 10 4
	1		Т	<b>Ⅲ</b> P50	H14-16-イ、H 2-10-4	
	ŀ			<i>T</i> D	<b>Ⅲ</b> P53	(1100.10.5)
	ウ			Т	<b>Ⅲ</b> P53	(H30-16-5)
	_		<i>T</i>	Ⅲ P55	1120.16.2 1120.10 +	
	エ			T	<b>Ⅲ</b> P55	H30-16-3、H20-18-エ
	オ			T.	Ⅲ P60	
	7)			Т	Ⅲ P60	

		正答率	Rank		テキスト	過去問		
第17問	ア	58.1%	В	Т	ⅢP86 ⅢP86			
	1			Т		H27-17-エ		
	ウ							
	I			Т	<b>Ⅲ</b> P104			
	_			1	<b>Ⅲ</b> P104			
	才			Т	Ⅲ P107	R 2-16-エ、R 2-16-オ		
	7)			1	Ⅲ P107	K 2-10-4		
第18問	ア	39.3%	С	Т	<b>Ⅲ</b> P218			
過X				1	Ⅲ P218			
	1			Т	<b>Ⅲ</b> P219			
				1	<b>Ⅲ</b> P219			
	ゥ			Т	Ⅲ P222	Н 5-11-3		
						1	Ⅲ P222	11 0 -11 - 0
	ェ			Т	Ⅲ P548			
	_			1	Ⅲ P548			
	オ				( III P221)			
	7)				( III P221)			
第19問	ア	76.5%	A	Т	<b>Ⅲ</b> P319			
過X				1	<b>Ⅲ</b> P319			
	1			Т	<b>Ⅲ</b> P318			
				1	<b>Ⅲ</b> P318			
	ゥ			Т	<b>Ⅲ</b> P323			
				1	Ⅲ P323			
	ェ			Т	Ⅲ P327			
				1	Ⅲ P327			
	オ			Т	Ⅲ P325			
	7)			1	<b>Ⅲ</b> P325			

		正答率	Rank		テキスト	過去問
<b>第20問</b>	ア	68.0%	В	Т	I P71 I P71	H25-4-オ
過X	1			Т	I P78 I P78	
	ウ					
	I					
	オ					
<b>第21問</b> テX	ア	62.3%	В	Т	Ⅲ P467 Ⅲ P466	H17-22-エ
過X	1					
	ウ			Т	Ⅲ P467 Ⅲ P466	
	I					
	才			Т	Ⅲ P468 Ⅲ P467	H17-22-イ
<b>第22問</b> 過X	ア	87.4%	A			
	1			Т	Ⅲ P530 Ⅲ P530	H22-22-ア、H20-23-エ、H 4-18-3
	ゥ			Т	Ⅲ P529 Ⅲ P529	
	I			Т	Ⅲ P525 Ⅲ P525	H22-20-ウ、H 6 -19-ウ、H 1 -23- 4
	オ					

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第23問		73.6%	A		Ⅲ P575	
過X	ア			T	III P575	
					III P575	
	1			T	<b>Ⅲ</b> P575	
	ŀ			T)	Ⅲ P575	
	ウ			Т	<b>Ⅲ</b> P575	
	I			Т	Ⅲ P576	
	_			1	<b>Ⅲ</b> P576	
	オ			T	Ⅲ P576	
	7			1	<b>Ⅲ</b> P576	
第24問	ア	85.3%	A			
	1			Т	P51	H25-25-エ、H21-25-ウ、H18-27-
	7			1		1
	ウ			Т	P53	H21-25-イ
	ェ			Т	P48	H24-25-ウ、H22-26-イ、H18-25-
						ウ
	オ			Т	P52	H29-25-オ、(H21-25-ア)
第25問	ア	87.4%	A	Т	P122	H22-26-ア
	1			Т	P21	H25-24-エ
	ウ			T	P124	
	I			Т	P122	H22-26-オ
	オ			Т	P25	H27-24-エ、H22-26-エ、H14-25-
						1
第26問	ア	55.4%	В	Т	P209	
過X	1					
	ウ					
	I					
	オ			T	P210	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第27問	ア	91.7%	A	Т	I P83	H26-27-イ、H24-27-ウ、H22-27-
過X	<i>y</i>			1	I P83	ア、H17-28-ア、H 6-34-ウ
	1			Т	I P118	H22-27-オ、H21-27-4
	•				I P118	1100 01 7 ( 1101 01 1
	ゥ			Т	I P120	
					I P120	
	ェ			Т	II P402	
					II P402	
	オ					
第28問		78.4%	A	Т	I P163	
	ア			Τ	I P163	H12-32-ク
					I P192	
	1			Τ	I P192	H27-28-イ、H11-33-オ
	•			Т	I P187	Н27-28-ウ
	ウ				I P187	
				Т	I P129	(H20-30-ウ)
	I				I P129	
	•				I P402	
	オ			Τ	I P406	Н 2 -35- 4
第29問		84.4%	A		( I P235)	
	ア			Т	( I P235)	
	1					
					( I P258)	
	ウ			T	( I P258)	
					I P256	
	I			Т	I P256	H 28-29-オ
				_	I P252	
	オ			Т	I P252	H28-29-ア

		正答率	Rank		テキスト	過去問	
第30問	ア	74.0%	.0% A	T)	II P394	H18-34-エ、H11-33-ア、H 5 -28-	
	<i>J</i> *			Т	II P394	5	
	,			T	I P294	R 5-28-ウ、H17-31-1、H 6-29-	
	1			T	I P299	4	
	ウ						
	ェ			Т	I P288	R 1-30-オ、H 4-30-5	
					I P292	K 1 00 4 V 11 1 00 0	
	オ			Т	I P278		
	,				I P283		
第31問	ア	89.6%	A	Т	I P435 · 334		
過X				1	I P439 · 338		
	1			Т	I P268		
				1	I P268		
	ゥ			T	I P449	H29-31-エ、H20-34-イ	
	_					I P453	112001 — \ 112001
	ェ			Т	I P435		
	_			Т	I P439		
	オ				I P442		
	,				I P446		
第32問	ア	84.8%	A	Т	II P192		
					II P192		
	1			Т	II P176	午後R1-33-ウ、H17-33-エ	
	•				II P176		
	ゥ						
	ェ			Т	II P172	H27-31-イ、H19-33-エ	
	_				II P172		
	オ						

		正答率	Rank		テキスト	過去問	
第33問	1	76.5%	A	<i>m</i>	II P242	1100 05 J	
過X	ア			Т	II P242	H 20-35-オ	
	,			T.	II P208	R 3-33-ア、H24-33-ア、H19-34-	
	1			T	II P208	エ、H15-28-2	
	ウ			Т	II P250 (264)		
	.)			1	II P250 (264)		
	ェ			Т	II P216		
				1	II P216		
	オ			Т	II P221	(H15-28-1)	
	7			1	II P221	(1113-20-1)	
第34問	ア	87.8%	A	Т	II P170	(午後H29-35-オ、午後H25-35-	
過X					II P170	ウ、H19-35-ウ)	
	1			Т	II P292		
	7				II P292		
	ゥ				Т	II P388	
					II P388		
	ェ			Т	II P316	H 17-32- 4	
				_	II P316	1117 02 1	
	オ			Т	II P310	H19-35-エ	
	י			_	II P310	1113 00	
第35問		77.0%	A		II P509	R 4-35-ア、H28-35-ア、H26-35-	
	ア			T	II P501	オ、午後H17-28-エ、H14-35-ウ、	
						午後H12-30-オ	
	1			Т	II P519	H23-35-エ	
	,				II P511		
	ゥ			Т	II P524	R 2-35-7	
				1	II P516		
	ェ		T	II P528	H22-35-オ		
					II P520		
	オ						

#### 午後択一

- ※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキスト のものです。
  - ■民事訴訟法・民事執行法・民事保全法
    - ・『【第2版】リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』
  - ■供託法・司法書士法
    - ・表の上段:『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 9 供託法・司法書士法』・表の下段:『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 9 供託法・司法書士法』
  - ■不動産登記法
    - ・表の上段:『【第4版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法 I』 『【第4版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法 II』 2024 向けリアリスティック一発合格松本基礎講座で配付した改正レジュメ
    - ・表の下段:『【第5版】司法書士試験 リアリスティック 4 不動産登記法 I 』 『【第5版】司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法 II』

#### ■商業登記法

- ・表の上段:『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法 I』 『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法 II』 ・表の下段:『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法 I』 『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法 II』
- ※「過X」のマークをつけている問題 :過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題(2択や3択までいくものも含む)
- ※「テX過X」のマークをつけている問題:テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題(2択や3択までいくものも含む)

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第1問	ア	81.8%	A	Т	P58	Н 3-2-1
	,			Т	P60	H24-1-イ、H9-3-2、H4-3
	1					- 5
	ウ			Т	P61	S 63- 6 - 5
	I			Т	P58	H24-1-オ、H9-2-4
	オ			Т	P59	H 4-3-3
第2問	ア	37.0%	С	Т	P37	H27-1-7
	1			Т	P202	
	ウ			Τ	P193	
	エ			Т	P194~195	
	オ			T	P110	H16-3-7
第3問	ア	79.2%	A	Τ	P111	R 1-3-7、H11-1-1、H 7-1
	<i>y</i>					-1, H1-2-4, S61-1-2
	1			Т	P181	H 4-4-3
	ゥ			Τ	P146 (144)	R 4-4-ウ、R 1-4-オ、H24-4
	)					-オ、S61-6-4
				T	P105	R 2-3-ウ、H29-3-ウ、H28-4
	エ					-ウ、H24-3-エ、H18-1-ウ、H
						13-1-5
	オ			Т	P163~164	H24-5-イ
第4問	ア	75.3%	A	Т	P185	H14-1-エ
	1			Т	P185	H22-5-オ、H14-1-ウ
	ウ					
	エ			Т	P186	H11-5-3
	オ			Т	P188	H29-3-イ
第5問	ア	54.3%	В	Т	P254	H21-5-ア
過X	1			Т	P253	
	ウ			Т	P146 (141)	
	エ			Т	P252	
	オ			Τ	P254	H13-5-オ

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第6問		65.7%	В	Т	P365	R 1-6-ウ、H26-6-ウ、H20-6
<b>寿</b> 0回	ア	03.7 %	D	1	1500	-ア、H12-7-ウ
	1			Т	P369 (370)	H 5-2-1
				T	P368	R 2-6-オ、H26-6-オ、H21-6-
	ゥ			1	1 300	3、H20-6-エ、H14-7-イ、H
						7-7-1、H 6-7-3、H 4-8-2
	I					, , 1, no , o, n 1 o 2
	オ			Т	P391	
第7問	ア	58.0%	В	Т	P352	
過X	1			T	P354	
9	ゥ			T	P356	
	I					
	オ					
第8問		85.3%	A	Т	P138	
	ア				P138	R 3-8-オ、H26-8-ウ
				Т	P130	H24-8-ア、H21-8-イ、H17-8
	イ				P130	-I
	}			Т	P160	1100 0 7
	ウ				P160	H26-8-エ
	I			Τ	P169	H30-8-ア、H27-8-エ、H21-8
					P169	-エ、H16-8-オ
	オ			Τ	P158	H28-8-ア、H23-8-イ、H20-8
	7)				P158	-ウ
第9問	ア	64.9%	В	Τ	P121 · 8	H 22-10-ア
					P121 · 8	1122-10-7
	1			T	P110	H30-11-イ、H22-10-ウ、H16-10-
					P110	ア
	ゥ			Τ	P10	
					P10	
	I			T	P122	H25-10-エ
					P122	
				Τ	P 8	H30-11-ウ、H25-10-イ、H20-10-
	オ				P 8	オ、H13-8-5、H10-9-ア、H
						4-11-イ

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第10問	ア	78.3%	A	Т	P14	R 1-11-ア、H26-11-イ、H 8-9
	<i>y</i>				P14	-イ、H 1 -14- 4
	1			T	P48 · 50	H23-11-ウ
	71				P48 · 50	1120-11-7
	ゥ			T	P49 · 51	Н 9-10-2
					P49 · 51	11 3 -10- 2
	ェ			T	P51	R 1-11-エ、H26-11-ウ、H18-10-
					P51	エ
	オ			Τ	P69	H29-10-ウ、H23-11-エ、S62-14-
					P69	3 、 S 57-13- 4
第11問	ア	47.8%	В	Τ	P88	H27-11-イ、H23-10-エ
					P88	112, 11 1, 1120 10
	1			Τ	P90	Н 9-11-4
					P90	11 0 11 1
	ゥ			Т	P84	H17-9-オ、H9-11-1
					P84	
	I			Т	P90	Н 9-11-3
					P90	
	オ			Τ	P90	H23-10-オ
					P90	
第12問	ア	82.6%	A	T	I P25 · II P59 (82)	R 2-12-ウ、H24-24-ア
					I P25 · II P59 (82)	
	1			Τ	II P377	R 2-12-エ、H 2-24-ア
	•				II P377	K 2 12 · V II 2 21 )
	ウ			T	I P25 · II P93	H24-24-エ、H 2 <i>-</i> 24-オ
					I P25 · II P93	1127-27-4
	I			Τ	II P271	H24-24-カ、H11-12、H9-20-3、
	4				II P271	Н 1-21-3
	<b>→</b>			Τ	I P444	R 2-12-ア、H24-24-キ、H16-19-
	オ				I P444	1、H15-14-エ、H 1 -21-5

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第13問		64.9%	В	Т	II P404	H20-12-エ、H12-20-イ、H 8-19-
काठाव	ア	04.3 /0	ע	1	II P405	ア、H 3-23-4
				Т	II P137	/ \ 11 3 -25 - 4
	1			1	II P137	H18-20-エ
					111137	
	ウ					
				Т	II P240	
	エ			-	II P240	H27-27-オ、H23-21-エ
				Т	II P332	H30-19-ウ、H18-21-イ、H10-18-
	オ				II P332	イ、H 1-20-1
第14問		48.7%	В	Т	II P368	
過X	ア	-500,75			II P368	
)				Т	II P374	H30-15-ア、H24-15-エ、H12-18-
	1				II P374	1
	ウ					
				Т	I P59	R 3-13-オ、H24-25-ア、S 63-31-
	エ				I P59	エ
				Т	I P74	H27-12-3、H17-13-ア、S63-31-
	オ				I P74	エ
第15問	ア	62.3%	В			
週X	<i>y</i>					
	,			Т	II P447	H30-14-ア、H24-14-ウ、H20-27-
	1				II P447	ウ
	ウ					
	ェ			T	II P453	H21-18-7
					II P453	1121-10-7
	才			Т	I P88	
	7)				I P88	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第16問		77.8%	A	Т	II P215	
過X	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚				II P215	
Ü	,					
	1					
				Т	改正レジュメ	
	ウ				P2 · 6	
					I P69 (375)	
	+			T	II P253	
	エ				II P253	
	+			Τ	II P220	
	オ				II P220	
第17問	ア	76.6%	A	T	( II P447)	
過X	<i>y</i>				( II P447)	
	1					
	•					
	ゥ			Т	II P235	H26-26-エ
					II P235	
	ェ			Τ	I P319	H26-12-イ、H18-18-ア
				Т.	I P318	
	オ			Τ	I P346	
<b>#1088</b>		79.70/	Λ	Т	I P345	
第18問	ア	72.7%	A	1	II P321 II P321	
				T	II P346	
	1			1	II P346	S 59-24- 1
				Т	II P315	
	ウ				II P315	
				Т	II P319	T 4 04 0
	エ				II P319	H 4-24-2
	オ			Т	I P231	
	7				I P231	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第19問	ア	16.1%	С	Т	I P194	R 4-21-オ、H15-18-エ、H12-23-
過X	<i>J</i> *				I P194	ア、H 3-27-5
	1			Τ	I P310	
	7				I P309	
	ゥ					
	ェ			Τ	I P269	(H14-17-ウ)
	_				I P269	(11111, ))
	オ			T	I P269	R 3-19-エ
	י				I P269	K O 10
第20問	ア	73.4%	A	T	I P270	
過X					I P270	
	1			T	改正レジュメ P5	
	•				I P325	
	ゥ			Τ	I P329~330	
					I P328	
	ェ			Т	I P335	
					I P334	
	オ			Т	I P328	
					I P326	
第21問	ア	77.1%	A	T	I P165 (187)	H19-20-ア、H 5 -25- 4
					I P165 (187)	1110 20 / 1 11 0 20 1
	1			Т	I P183	H19-26-ア、H15-22-エ
	•				I P183	
	ゥ			Τ	II P236	H29-12-エ、H15-22-イ
					II P236	
	エ			Т	II P394	H27-21-エ
					II P394	
	オ			Т	I P344	H27-21-オ、H4-17-2
					I P343	·

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第22問	ア	78.4%	A	Т	I P101	
	<i>J</i> *				I P101	
	1			T	I P497	H14-16-オ、H 7 -26-1、S 58-19-
	7				I P497	5
	ウ			T	I P497	Н 4-29-4
					I P497	11 4-23- 4
	I			Τ	I P501	H 26-20-オ
	-				I P501	1120 20 7
	オ			Τ	I P159	H30-24-エ、H26-23-ウ
	,				I P159	1100 21 1 1 1120 20 7
第23問	ア	59.7%	В	Τ	II P416	H21-17-オ、H15-15-イ
					II P416	1121-17-4 \ 1110-10-7
	1			Τ	II P414	
	7				II P414	
	ウ			Τ	II P410	
	.)				II P410	
	+			Τ	II P413	H21-17-エ、H15-15-オ、H1-16-
	エ				II P413	3
	オ			Т	I P151 (II P417)	D 1 00 4 H05 00 7
	7				I P151 (II P417)	R 1-22-オ、H25-20-エ
第24問	ア	46.8%	В	T	II P264	
週X	<i>J</i> *				II P264	
	,			Τ	II P267	
	1				II P267	
	4			Τ	II P265	11 4 99 1
	ウ				II P265	Н 4-22-1
	+			Т	II P268	
	I				II P268	
	<b>→</b>			Т	II P265	
	オ				II P265	

	正答率	Rank		テキスト	過去問
_	54.6%	В			
<i>y</i>					
			Т	II P351	11.00.04 ~
1				II P351	H26-24-エ
_			T	II P350	D 0 14 2 H C 14 9
.5				II P350	R 2-14-イ、H 6-14-3
_			T	II P361	H29-23-5、H25-19-イ、H11-24-
_				II P361	オ
<b>+</b>			T	( II P362)	
7)				( II P362)	
<del>.,</del>	80.5%	A	T	II P457	H28-26-オ、H24-26-ア、H 1-23-
<i>y</i>				II P457	5
,					
1					
_			T	II P454	
				II P454	
_					
_					
_			T	II P456	110406 + 110 00 4
<b>1</b>				II P456	Н24-26-ウ、H8-23-4
7	63.5%	В	Т	I P152	R 2-27-7
<i>y</i>				I P152	K 2-21- )
1			T	II P245	
•				II P246	
ゥ			Т		Н 4-30-2
			т		
ェ			1		H20-19-オ
			Т		
オ			1		
	I	ア イ ウ エ オ ア イ ウ エ オ ア イ ウ エ オ ア イ ウ エ カ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ	ア イ ウ エ オ フ イ ウ エ オ る3.5% A ア イ ウ エ オ フ エ オ	ア	T

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第28問	1	61.0%	В	Т	II P545	H15 01 .h C 60 00 0
過X	ア				II P537	H15-31-ウ、S62-39-2
				T	II P544	11 1 20 0
	1				II P536	Н 1 -38- 2
	ウ			Т	II P545	Н 1 -38- 5
	)				II P537	11 1 -30- 3
	ェ			Τ	II P551	
	4				II P543	
	オ			T	II P549	
	ر،				II P541	
第29問	ア	71.4%	A	T	I P378	
過X					I P382	
	1					
	•					
	ゥ			T	I P111	H28-29-ア
					I P111	
	I			Т	I P113 (99)	
					I P113 (99)	
	才					
第30問		83.1%	A	Т	I P460	
),; CC  -3	ア	00.170	11	-	I P464	R 2-29-ウ
				Т	I P474	
	1				I P478	H27-29-イ
				Т	I P474	
	ウ			1	I P478	H25-33-エ
				Т	I P476	W10.01
	エ				I P480	H18-31-エ
	-			Т	I P476	1100 20 3- 1104 20 2
	オ				I P480	H29-32-ウ、H24-30-イ

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第31問	1	68.0%	В	Т	II P126 (131)	
週X	ア				Ⅱ P126 (131)	
	1			Τ	II P145	
	7				II P145	
	ゥ			T	II P414	
					II P414	
	ェ			Τ	II P132	
	_				II P132	
	オ			Τ	II P416 · 140	
	,				II P416 · 140	
第32問	ア	69.7%	В	Τ	II P188	H22-32-オ、S62-34-3
過X	,				II P188	1122 02 A ( 0 02 01 0
	1			Τ	II P188	
	•				II P188	
	ゥ			Т	II P178	
					II P178	
	I			Т	II P178	R 4-33-イ
					II P178	
	オ			Т	II P173	
					II P173	
第33問	ア	61.7%	В			
	1			Τ	II P236	
					II P236	6-26-TT-00-0F-1 6-26-TT-= 00
	ウ			Τ	II P238	午前日20-35-エ、午前日5-30-エ、
				<i>T</i> D	II P238	午前H4-40-ア、午前H1-39-4
	ェ			Τ	II P216	午前 H 27-32-ウ
					II P216	
	オ					

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第34問		63.5%	В	Т	II P348	E-26 TLO1 04 3
過X	ア				II P348	午前H21-34-ウ
				T	II P350	
	1				II P350	
	ゥ			T	II P345∼346	
	.)				II P345∼346	
	_			T	Ⅱ P361 (343) • 343	午前 H28-33-イ、15-28-5
	エ				Ⅱ P361 (343) • 343	干削 11.20-33-4 、13-20-3
	オ			Τ	II P359∼360	
	7)				II P359∼360	
第35問	ァ	65.1 %	В	T	II P578	
過X					II P570	
	1			Т	II P578 (576)	
	7				II P570 (568)	
	ゥ			T	II P593	H24-35-ア
					II P585	1124-00-7
	I					
	才			Т	II P558 · 119	
	7)			1	II P550 · 119	

# 2 2年目以降の選択肢

	①3!		②中上級講座	③基礎講座	
	i 直前期の(答	ii 3月までに特		(*1)	
	練)模試のみ	定の科目や演習			
		講座を受講			
費用			$\triangle$	×	
	*来年度に合格できないと、いずれも「×」				
法改正など					
最新情報	×	$\triangle$	0		
(*2)					
情報の網羅性	×	$\triangle$	0		
出題確率の高い					
分野に絞った学	$\wedge$	$\wedge$		^	
習・未出の知識			O		
の習得					

## \*1 Aランク(正答率 70%以上)の問題で失点している方は基礎講座の必要性が高い

午前択一(令和6年度)				午後択一(令和6年度)							
1	表現の自由	В	19	組合	Α	1	訴訟代理人	Α	19	所有権移転	С
2	学問の自由	Α	æ	補助	В	2	複雑訴訟	С	æ	遺産分割	Α
	教育の自由						形態				
3	裁判所	Α	21	扶養	В	3	当事者の	Α	21	区分建物	Α
							出頭				
4	未成年者	Α	22	遺言	Α	4	裁判以外の	Α	22	抵当権	Α
							訴訟の完結			根抵当権	
5	条件	Α	23	特別の寄与	Α	5	少額訴訟	В	23	抹消回復	В
6	時効	Α	24	違法性阻却	Α	6	民事保全	В	24	仮登記の	В
				事由						処分	
7	占有	Α	25	傷害の罪	Α	7	債務者の	В	25	仮処分	В
							財産の調査				
8	相隣関係	Α	26	毀棄及び隠	В	8	司法書士	Α	26	審査請求	Α
				匿の罪			と法人				
9	共有物の	Α	27	発起人の	Α	9	保証供託	В	27	登録免許税	В
	分割			責任							
10	地役権	Α	28	株主の権利	Α	10	執行供託	Α	28	未成年者	В
										後見人	
11	留置権	Α	29	株式の併合	Α	11	払渡請求権	В	29	株式会社の	Α
				単元株式			の消滅時効			設立	
12	先取特権	В	30	株主総会	Α	12	主登記	Α	30	役員等	Α
							付記登記				
13	抵当権の	Α	31	監査役	Α	13	申請人	В	31	資本金	В
	効力										
14	抵当不動産	Α	32	清算	Α	14	代位	В	32	清算株式	В
	第三取得者									会社	
15	根抵当権	Α	33	持分会社	Α	15	却下	В	33	持分会社	В
							取下げ				
16	詐害行為	Α	34	組織再編	Α	16	登記原因	Α	34	新設分割	В
	取消権						証明情報				
17	保証	В	35	商行為	Α	17	印鑑証明書	Α	35	一般財団	В
18	贈与	С				18	名変登記	Α		法人	

## \*2 2025 年度から新たに出題範囲となる改正

	改正事項	
商業登記法	①代表取締役等の住所の非表示措置	

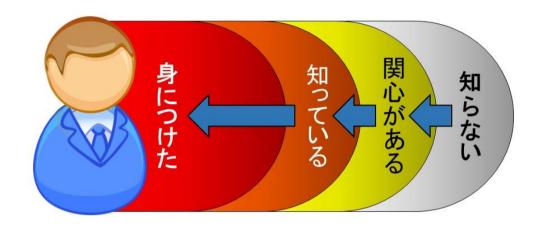
## cf. 2024 年度から出題範囲となった改正

	改正事項
民法	①再婚禁止期間の廃止(旧民法 733 条削除、740 条改正、743 条改正、744
(親族法)	条改正、746条削除)
	②嫡出推定制度の見直し(新民法 772 条~778 条の 4 、783 条)
	③認知の無効の訴えの提訴権者(新民法 786 条)
	④子の人格尊重等(新民法 821 条、旧民法 822 条削除)
不動産登記法	令和3年の不動産登記法の改正のうち、令和6年4月1日施行
	①相続登記等の義務化(新不登法 76 条の2、164 条1項)
	②相続人申告登記の新設(新不登法 76 条の 3 、164 条 1 項)
	③会社法人等番号の登記事項化(新不登法 73 条の 2)
	④国内連絡先の登記事項化(新不登法 73 条の 2 第 1 項 2 号)
	→・令和5年9月 12 日通達の発出(令5.9.12 民二.927)
	・令和5年 10 月4日不動産登記令の改正
	・令和6年3月1日不動産登記規則の改正
	・令和6年3月 15 日通達の発出(令6.3.15 民二.535)
	・令和6年3月 21 日通達の発出(令6.3.21 民二.569)
	・令和6年3月 22 日通達の発出(令6.3.22 民二.551)
	・令和6年3月 22 日通達の発出(令6.3.22 民二.552)
	・令和6年4月1日通達の発出(令6.4.1民二.555)
民事訴訟法	①ウェブ会議による口頭弁論期日(新民訴法 87 条の 2 。出題範囲になるか
	未確定)
供託法	①供託物払渡請求書の簡素化
刑法	①強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に(新刑法 176 条)
	②強制性交等罪が不同意性交等罪に(新刑法 177 条)

# cf. 2023 年度から出題範囲となった改正

	改正事項
民法	①相隣関係の改正(新民法 209 条、213 条の 2 、213 条の 3 、233 条)
(物権法・相続法)	②共有の改正(新民法 249 条、251 条、252 条、252 条の 2 、258 条、258 条
	の 2 、262 条の 2 、262 条の 3 、264 条)
	③所有者不明不動産管理命令の制度の新設(新民法 264条の 2~264条の 8)
	④管理不全不動産管理命令の制度の新設(新民法 264 条の 9 ~264 条の 14)
	⑤相続財産の管理、相続財産の清算、遺産分割の改正(新民法 897 条の2、
	898 条、904 条の 3 、907 条、908 条、918 条、926 条、936 条、940 条、
	952~958 条の 2 )
不動産登記法	①相続人に対する遺贈を原因とする所有権の移転の登記が単独申請可に
	(新不登法 63 条 3 項)
	②休眠登記の抹消手続の簡略化(新不登法 69 条の2、70 条、70 条の2)
借地借家法	①―般定期借地権の特約が電磁的記録でも可能に(新借地借家法 22 条 2 項)
	②定期建物賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に(新借地借家法 38 条 2 項)
	③取壊し予定の建物の賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に(新借地借家
	法 39 条 3 項
供託法	①簡易確認手続の利用が供託所と代表者・支配人の代表権・代理権を証明
	すべき登記所が同一でなくても可能に(新供託規則 14 条 1 項後段)
	②執行供託の払渡請求の際に支払証明書が不要となる場合(支払委託書の
	記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとなる場
	合)の規定の追加(新供託規則 30 条 2 項)
	③払渡請求の際に印鑑証明書の添付を省略できる場合(裁判所書記官が作
	成した印鑑証明書添付した場合)を追加(新供託規則 26 条 3 項 6 号)

# ※2年目以降の大変さ



# 3 教材 (テキスト) の重要性

# 1. 使用テキスト



講弟	麦		テキスト		
民法	Ę	『【第4版】司法書士試験 リアリン	スティック1 民法I [総則]』(辰已法律研究所)		
		『【第4版】司法書士試験 リアリン	スティック2 民法Ⅱ[物権]』(辰已法律研究所)		
		『【第5版】司法書士試験 リアリ	スティック3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』(辰		
不重	协産登記	『【第5版】司法書士試験 リアリス	スティック4 不動産登記法 I』(辰已法律研究所)		
法		『【第5版】司法書士試験 リアリス	スティック 5 不動産登記法Ⅱ』(辰已法律研究所)		
		※2024年5月下旬発売			
会社	t法	『【第3版】司法書士試験 リアリ	スティック 6 会社法・商法・商業登記法 I』(辰		
商第	受記法	已法律研究所)			
		『【第3版】司法書士試験 リアリ	スティック7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』(辰		
		已法律研究所)			
民事	訴訟法	『【第2版】司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事			
民事	執行法	全法』(辰已法律研究所)			
民事	保全法				
供語	ि法	『【第3版】司法書士試験 リアリン	スティック9 供託法・司法書士法』(辰已法律研		
司法	法書士法	究所)			
刑法	<u> </u>	『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』(辰已法律研究所)			
憲法	Ė	『司法書士試験 リアリスティック	7 11 憲法』(辰已法律研究所)		
	基礎編	『司法書士試験 リアリスティッ	『リアリスティック 不動産登記法 ひな形		
記		ク 12 記述式問題集・基本編	(申請例)集』(辰已法律研究所)※ <b>非売品</b>		
述		不動産登記・商業登記』	『リアリスティック 商業登記法 ひな形(申		
立式	応用編	『司法書士試験 リアリスティッ	請例)集』(辰已法律研究所)※ <b>非売品</b>		
10		ク 13 記述式問題集・応用編	『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産		
		不動産登記・商業登記』	登記法 記述式』(日本実業出版社)		
		※2024年4月下旬発売	『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登		
			記法 [記述式] 解法』(日本実業出版社)		

## 2. 講義中に書き込みをして最高のテキストを作り上げていく

・赤:結論(記憶)・青:理由・趣旨

・緑:複数の知識に関係(記憶)

・黒:出ない(具体例、実務の話など)

# 4 合格点を取るには?

午前択一	午後択一
1. 合格に必要な基本知識を正確に思い出	1. 合格に必要な基本知識を正確に思い出
せるようにする	せるようにする
	2. 以下の負担がある中で実力を出せるよ
	うにする
	・午後択一は午前択一、記述は午後択一の
	手応え
	・制限時間の厳しさ
	・変わった形式の出題(表形式、登記記録
	問題など)
	・難問が出たときの精神的ダメージ

#### 1. 上記 1.の対策

 $\rightarrow$  P2  $\sim$  4

#### 2. 上記2.の対策

- ①「午後択一35 問」 1 セットを直前期(4月~6月)に1週間に1回こなす(素材は答練・模試・年度別の過去問)
- ②肢の途中で、キーフレーズからテキストの該当箇所を思い出す訓練をする

#### 令和6年度(午後)

**第 14 問** 代位による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

H30-15-ア イ Aが所有権の登記名義人である甲不動産について、Bを抵当権者と

H24-15-エ し、Cを債務者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、

H12-18-1 Cの住所に変更が生じたときは、Bは、Aに代位して、単独で、Cの債

務者の住所の変更の登記を申請することができる。

(x)

#### ③解法を知り使いこなせるようにする

#### 令和6年度(午後)

第24 問 登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について、次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じたときに、B及びCが書面により共同して申請する登記に関する第2欄に掲げる記述が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記、代位による登記及び仮登記を命ずる処分に基づく仮登記については、考慮しないものとする。また、租税特別措置法等の特例法による税の減免 規定の適用はないものとする。

権利部	(甲区) (	所有権に関	する事項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和6年4月1日 第4000号	原因 令和6年4月1日贈与 所有者 A
2	所有権移転仮登記	平成6年5月1日 第5000号	原因 平成6年5月1日売買 権利者 B
	余白	余白	余白

	第1欄	第2欄
ア	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	登記は、本登記によってされる。
イ	B及びCが、順位番号2番で仮登記が された所有権の売買の予約をした。	登記は、付記登記によってされる。
ウ	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	添付情報として、Bの登記識別情報の提供を要する。
工	B及びCが、順位番号2番で仮登記が された所有権の売買の予約をした。	添付情報として、Cの住所を証する 情報の提供を要しない。
才	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	登録免許税の額は、不動産の価額に 1000 分の 10 を乗じた額である。

 1 アイ
 2 アウ
 3 イエ
 4 ウオ
 5 エオ

 (正解5)

# ※参考公開講座

「時間内に解き終える方法を知るための 90 分!―答練・模試はこう使う」 https://www.youtube.com/watch?v=w-uw4sTNXdg



# 5 今から受講し始めた場合のスケジュール

# マスト

受講開始時期にかかわらず、3月末~4月中旬で全講義を終える

# 【7/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28 回	84 時間	57 日	7/20 ~ 9/14
不動産登記法	21 回	63 時間	44 日	9/15 ~ 10/28
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	77 日	10/29 ~ 1/13
記述式 基礎編	10 回	30 時間		会社法~民事保全法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12 回	36 時間	33 日	1/14 ~ 2/15
記述式 応用編	10 回	30 時間		供託法~憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	19 日	2/16 ~ 3/6
刑法	7 回	21 時間	21 日	$3/7 \sim 3/27$
憲法	6 回	18 時間	19 日	$3/28 \sim 4/15$
合計	130 回	390 時間	270 日	

# →「3.37 講義/週」ペース

# 【8/20スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28 回	84 時間	51 日	8/20 ~ 10/9
不動産登記法	21 回	63 時間	39 日	10/10 ~ 11/17
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	68 日	11/18 ~ 1/24
記述式 基礎編	10 回	30 時間		会社法~民事保全法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12 回	36 時間	29 日	$1/25 \sim 2/22$
記述式 応用編	10 回	30 時間		供託法~憲法と並行
供託法・司法書士法	5 回	15 時間	17 日	2/23 ~ 3/11
刑法	7 回	21 時間	18 日	$3/12 \sim 3/29$
憲法	6 旦	18 時間	17 日	3/30 ~ 4/15
合計	130 回	390 時間	239 日	

# →「3.81 講義/週」ペース

1回の講義について行うこと

目安の時間

①予習

:10分~1時間

- ・10 分の場合 → 見出し・小見出しの確認 (学習するテーマの確認)
- ・1時間の場合 → その他の記載を読む

②講義視聴 : 3 時間 30 分 (\*)

\*巻戻しなどをすることを考慮

③復習 1 — テキスト (インプット重視) : 2 時間

④復習2 — 過去問 : 2時間

⑤復習3 ―― テキスト (アウトプット重視):1時間

⑥追っかけ復習 : 余った時間すべて

※時間がない場合に省略するもの

- 「予習 |
- ・「復習2 ―― 過去問」のうち、マスト過去問以外
- ・「復習3 テキスト (アウトプット重視) |
- ・「復習 2 ―― 過去問」のうち、マスト過去問

# 6 フォロー制度

- 1. 毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」をお伝えする
- 2. 過去問演習、質問・相談制度
- (1) 指定過去問情報
  - ・LIVE・DVD 受講 → 受講者特典マイページにアップ
  - ・Web 受講 → 受講者特典マイページ・Web スクールにアップ

【毎回の講義終了後に解く過去問の情報】

- ①テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
- ②解いていただいた過去間のすべての肢 (テキストに根拠がある肢) の根拠ページを記載
- ③一部の肢の解説
- \*P41~43 参照
- (2) 受講生限定メール質問・相談システム

回答は、原則として2~3日以内程度で返信。

ただし、ご質問の内容によっては精査しさらに数日お時間をいただく場合あり。

※以下のような行為があった場合、質問の制限をする場合あり。

- ・一人で連続して多数の質問をする行為
- ・同じ内容の質問を繰り返す行為
- ・講座内容に関係のない質問
- ・他の講座や教材に関する質問
- 3. 推測採点基準(松本作成)の提供(2025年度本試験の直前期)

# 7 必ず実際の講義を観てから決める

- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像①②(ガイダンス4・5)
- ·民法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像(ガイダンス7)
- ·不動産登記法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 会社法・商業登記法の全体像(ガイダンス8)
- ·会社法·商業登記法第1回講義

# 【視聴方法】

・司法書士試験リアリスティック/松本の無料動画 https://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn muryoudouga



# 指定過去問情報・見本

# <民法5回目>

民法 5 回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問 (NO.<u>86</u>、87、88、<u>89</u> ~91、93、97、114、119) の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」(※) は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、この指定過去間情報をご覧になればわかりますが、過去間集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておくと、後で学習がしやすくなります。 ※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、

一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法5回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。 ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくのは構いません。

#### [NO.86]

- ※アの根拠は、P210です。
- ※イの根拠は、P211 です。
- ※ウの根拠は、P216です。講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断できるようになってください。本試験でも同じように、論理的に考えて判断します。
- ※エの根拠は、P213 です。
- ※オの根拠は、P212~213 です。これも、講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考 えて判断できるようになってください。

#### [NO.87]

- ※アの根拠は、P209です。
- ※イの根拠は、P211 です。
- ※ウの根拠は、P213 です。
- ※エの根拠は、P212・212~213です。これも、講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断できるようになってください。
- ※オの根拠は、P214・215 です。これも、講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断できるようになってください。

#### [NO.88]

- ※1の根拠は、P209です。
- ※2の根拠は、P210です。
- ※3の根拠は、P217 です。条件が成就したものとみなすことができるのは、「相手方」で す (P217)。
- ※4の根拠は、P211です。
- ※5の根拠は、P215です。これも、講義で申し上げたとおり、その場で論理的に考えて判断できるようになってください。本試験でも同じく、論理的に考えて判断します。

# 【NO.89】エ(期限について)

- ※アの根拠は、P208です。
- ※イの根拠は、P223です。
- ※ウの根拠は、P220・210です。
- ※エの条件の根拠は、P210です。期限については、まだ講義で触れていない知識です。Ⅲ のテキスト P167で扱います。
- ※オの根拠は、P209・220です。

## [NO.90]

- ※アの根拠は、P223です。
- ※イの根拠は、P218 です。
- ※ウの根拠は、P217です。
- ※エの根拠は、P222 です。
- ※オの根拠は、P219です。

#### [NO.91]

- ※アの根拠は、P208・223 です。
- ※イの根拠は、P211 です。
- ※ウの根拠は、P218です。
- ※オの根拠は、P209です。

# [NO.93]

- ※アの根拠は、P238です。
- ※イの根拠は、P240 です。仮差押えは、時効の完成猶予事由です (P240)。本肢の「時効の完成が猶予され」までは正しいのですが、「新たに時効が進行する」は更新の定義なので (P237)、この点が誤りです。

- ※ウの根拠は、P242 です。
- ※エの根拠は、P241 です。
- ※オの根拠は、P239です。ただ、財産開示手続を学習していないので、わかりにくかった と思います。財産開示手続は、民事訴訟法・民事執行法・民事保全法のテキスト P350~ で学習します。

#### [NO.97]

- ※1の根拠は、P238です。
- ※2の根拠は、P234です。
- ※3の根拠は、P241です。
- ※4の根拠は、P237、238~239 などです。「時効の完成猶予が終了しても、新たに時効期間が進行を開始することはない」という点が誤っています。たとえば、訴えを提起して時効の完成が猶予され、確定判決によって権利が確定すれば、新たに時効期間がゼロから進行します(P238~239(b))。「時効の完成猶予 → 時効の更新」という流れもあるのです。
- ※5の根拠は、P243です。

#### [NO.114]

- ※アの根拠は、P233 です。
- ※イの根拠は、P244 です。
- ※ウの根拠は、P234です。信義則上、援用はできませんが、時効の利益の放棄には当たりませんので(P234)、ご注意ください。P234は、ここまで聞いてきます。
- ※エの根拠は、P243・234です。P234の「承認」とは、P243(6)の承認に相当する行為のことです(P234の書き込み)。
- ※オの根拠は、P234 です。時効の利益を放棄したら、時効期間は 0 からスタートします (P234)。

# 【NO.119】オ

- ※アの根拠は、P251 です。P250~251 の「承継」には、包括承継(P22、Ⅱ のテキスト P18) も含まれます(P250 の書き込み)。
- ※イの根拠は、P251 です。
- ※ウの根拠は、P251です。このように、3人併せての占有でも構いません。
- ※エの根拠は、P252 です。
- ※オは、まだ講義で触れていない知識です。Ⅱのテキスト P87~88 で扱います。

次回の講義もよろしくお願いいたします。

# 松本雅典(本講座担当講師)

		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」(全 135 回)				
		演習講座「過去問手薄分野カバーリアリスティック択一演習」(全4回)				
		直前講座「全国総合模試」(全2回)―――― 第1回解説講義を担当				
扌	旦当講座	直前講座「司法書士オープン総合編(答練)」(全8回)				
		直前講座「Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座」(全1回)				
		直前講座「本試験出題予想会」(全1回)				
	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』(自由国民社)				
	<b>勉強法</b> 『【第4版】司法書士5ヶ月合格法』(自由国民社)					
	心出公	『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(すばる舎)				
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック1 民法I[総則]』(辰已法				
		律研究所)				
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ[物権]』(辰已法				
		律研究所)				
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ [債権・親族・相				
		続]』(辰已法律研究所)				
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法 I』(辰已法				
		律研究所)				
		★2024 年 5 月下旬発売★				
		『【第5版】司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法Ⅱ』(辰已法				
	テキスト	律研究所)				
		★2024 年 5 月下旬発売★ 『【第 3 版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記				
苹		【東3版】 可伝音士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記   法 I 】 (辰巳法律研究所)				
著書		【第3版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記				
一		法II』(辰巳法律研究所)				
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・				
		民事保全法』(辰已法律研究所				
		『【第3版】司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』				
		(辰已法律研究所)				
		『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』(辰已法律研究所)				
		『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』(辰已法律研究所)				
		『司法書士試験 リアリスティック 12 記述式問題集・基本編 ―― 不動				
	記述	産登記・商業登記』				
		『司法書士試験 リアリスティック 13 記述式問題集・応用編 ―― 不動				
		産登記・商業登記』				
		<b>★</b> 2024 年 4 月下旬発売 <b>★</b>				
		『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』(日本実業				
		出版社)				
		『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』(日本実				
		業出版社)				

ネット	All About で連載中	
メディア	https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
運営サイト	司法書士試験リアリスティック https://sihousyosisikenn.jp/	
X (旧Twitter)	松本 雅典(司法書士試験講師)@matumoto_masa https://x.com/matumoto_masa	
Instagram	matumoto_masanori https://www.instagram.com/matumoto_masanori/	
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/@realistic-matumoto	

# あなたの熱意 辰已の誠意

辰 已 法 律 研 究 所

東京本校:〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TELO3-3360-3371 (代表) https://service.tatsumi.co.jp/

大阪本校: 〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400 (代表)